



島根県報

平成29年4月11日（火）

第2,893号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定（2件）	(")	2
土地改良区の合併の認可	(農 村 整 備 課)	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を定める告示	(観 光 振 興 課)	3
包括外部監査契約の締結	(監 査 委 員 事 務 局)	4

【公 告】

開発行為に関する工事の完了（2件）	(都 市 計 画 課)	4
-------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	(病 院 局)	5
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等	(")	5
島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	6

【正 誤】

平成29年3月31日付け島根県報号外第39号中	(総 務 課)	8
-------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第202号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認 定期 間
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294番 1	平成29年 4 月 18 日から 平成32年 4 月 17 日まで

島根県告示第203号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定により告示する。

平成29年 4 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人出雲南福 社会	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム薫風 園	出雲市大津町3620番地 1	平成29年 4 月 1 日

島根県告示第204号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第 1 号の規定により告示する。

平成29年 4 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人出 雲南福社会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム薫風園	出雲市大津町3620番地 1	平成29年 4 月 1 日

島根県告示第205号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第 1 号の規定により告示する。

平成29年 4 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人可 部大文字会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームくざの 里	浜田市金城町久佐イ560番地 1	平成29年 4 月 1 日

島根県告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、二本松土地改良区、八尾川以南土地改良区、隠岐郡隠岐の島町南北土地改良区、中村土地改良区及び都万下田土地改良区の合併について平成29年4月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 合併により設立する土地改良区
隠岐の島町土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
二本松土地改良区
八尾川以南土地改良区
隠岐郡隠岐の島町南北土地改良区
中村土地改良区
都万下田土地改良区

島根県告示第207号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第317号）は、廃止する。

平成29年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金の名称
島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金
- 2 交付の目的
旅行者が島根県への観光を目的とした滞在型観光バス旅行を実施する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を推進するとともに、観光客の周遊を拡大することを目的とする。
- 3 交付の対象者
旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。
- 4 交付の対象となる事業の内容
次の要件を全て満たす団体向けの受注型企画旅行又は組織内の募集型企画旅行で、知事が適当と認めるもの
 - (1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県及び山口県を除く地域を貸切バスの発地とするバス旅行であること。ただし、石見又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は、島根県を除く地域を貸切バスの発地とするバス旅行とする。
 - (2) 島根県内のホテル、旅館等の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
 - (3) 島根県内の観光施設等（立ち寄り証明書の発行が受けられるものに限り、宿泊施設を除く。）を旅程に4か所以上含めること。
 - (4) 貸切バス1台につき、団体の構成人数（乗務員及び添乗員を除く。）が20名以上であること。ただし、石見又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は、15名以上とする。
 - (5) 次の旅行に該当しないこと。

- ア 学校行事として実施する旅行
- イ 会議又は研修を目的とした旅行
- ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行

(6) 島根県及び公益社団法人島根県観光連盟のバス助成を受けていないこと。

5 交付金額

貸切バス1台当たり30,000円に島根県内での宿泊数を乗じた額とする。ただし、1事業所当たりの上限は、総額300,000円とする。

島根県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成29年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成29年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、15,540千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

峠田晃宏 松江市内中原町230番地9

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市切川町字内代1526番地1

面積 273.85平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市宮内町281番地1

田園ハイツ102号

大櫃 晋哉

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告す

る。

平成29年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

雲南市木次町里方230番12、230番13、230番14、230番15の一部、230番19の一部、230番20

面積 7,668.36平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方521番地1

雲南市土地開発公社

理事長 藤井 勤

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年4月11日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

1 調達件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成29年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

アースサポート株式会社 代表取締役 尾崎 俊也 島根県松江市八幡町882番地2

5 落札金額

99,930,024円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年1月24日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年4月11日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1号 610キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル
島根県立こころの医療センター 390キロリットル

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
朝日エナジー有限公司 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲548番地1
- 5 落札金額
灯油1キロリットル当たり 49,499円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成29年2月10日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年4月11日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 他の都道府県警察において国費通信指令システムと接続する地方費通信指令システム又は地方費通信指令システムと同等の機能を有するシステムの納入実績がある者であること。
- (7) 入札までに実施する実機試験で入札機器として承認された機器により入札が可能である者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成29年4月11日（火）から同年5月22日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、郵便、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成29年6月19日（月） 午後2時（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 平成29年6月19日（月） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書及び所定の提出書類を入札説明書に定める提出期限までに提出し、入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

また、開札日時までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札の行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

9 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter of tender : Lease Contract of the Communication Order Support system
- (2) Bid tendering Date : June 19, 2017, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on June 19, 2017)
- (3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan, 690-8510
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

正 誤

平成29年 3 月31日付け島根県報号外第39号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から 5	県対	県話